

印刷仕様書

発注部課名 健康医療部 保険相談課

担当者 榎原

TEL 06-6858-2300

◆仕様書6部(電算用は1部)
原稿・見本等2部添付

帳票名	後期高齢者医療保険料通知書(バッチ・オンライン用)				
発注実績	1. 新規	②. 発注実績 有 令和7年4月25日契約 前回発注部数 4,300枚			
使用区分	①. 電算用(フォーム印刷)		2. 一般用		
規格	1. × インチ	②. ㊤・B列	4号	3. 別添見本のとおり	
紙質	①. 上質紙 55kg ()		2. 別添見本のとおり		
形式	1. 部複写		②. 別添見本のとおり		
刷り色	1. 黒・1色()・色		②. 別添見本のとおり		
印刷	①. 片面		2. 両面		
とじ穴	1. あり 左・右・上・下()穴		②. なし		
ミシン目	1. あり		②. なし		
減感	1. あり		②. なし		
仕上がり	1. 製本	②. パラ	3. 連続	4. 天のり	5. 天巻・左巻
校正	1回	2回	()回 ※校了までは不可	不要(責任校正)	
数量	1. 40,600枚		2. 冊(p×)		
納期 納品場所	令和8年6月26日 まで (豊島小学校は納品時に立会いが必要なため、 要日程調整)		納品場所 ※納品場所が未決定は不可 3,000枚 第二庁舎2階 保険相談課 37,600枚 豊中市立豊島小学校書庫 (南門より搬入)		
原稿データ	1. あり データの種類 word・excel・illustrator・()		②. なし		
特記	市が提供した資料等については、本印刷以外の目的に使用しないこと。				
その他	校正原稿は原寸大のものを、紙とPDFデータでご提示お願いいたします。				

(裏面に続く)

納品段ボール側面(いずれか1面)の右上に、『管理番号(⑥)』『納品年月』『帳票名』を記載したラベルの貼付をお願いします。

上記3項目が記載されていれば、ラベルの色や大きさ、フォント等、様式の指定はありません。

ラベルイメージ→

⑥

納品 ●年●月

後期高齢者医療保険料通知書

(バッチ・オンライン用)

●保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。保険料を決める基準(保険料率)については、各都道府県の広域連合がそれぞれ2年ごとに条例により設定し、大阪府内では、お住まいの市町村を問わず均一となります。

別紙①

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料(※1)} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{57,172円 } \color{red}{64931} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額(※2) × 所得割率 11.75\%} \\ \hline \end{array}$$

(※1) 保険料の年額の限度額は80万円です。なお、年度の途中で資格の発生・消滅があるときは月割にて算出します。

(※2) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。また、基礎控除額については、令和3年1月1日施行の税制改正に伴い、段階ごとに控除額が異なります。)

●所得が低い方に対する軽減 均等割額の軽減

同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。(豊中市が所得を把握している必要があります。)

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の均等割年額
【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)】を超えないとき $\color{red}{31.6\text{万円}}$	7割 (7.2割)	$\color{red}{18,591}$ 17,151円
【基礎控除額(43万円) + 30万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)】を超えないとき	5割	$\color{red}{33,151}$ 28,586円
【基礎控除額(43万円) + 56万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)】を超えないとき $\color{red}{57.6\text{万円}}$	2割	$\color{red}{53,042}$ 45,737円

*軽減判定は、4月1日時点の世帯状況で行います。(4月2日以降に加入した人は加入した日で判定します。)

*軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

*公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

*世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

別紙② 追記

●後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

*国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

●保険料額決定に関するお問合せ先

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

大阪府後期高齢者医療広域連合 電話 06-4790-2028

●保険料額決定に対する不服の申立て及び取消訴訟

この決定について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

申立先 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

大阪府健康医療部国民健康保険課内 大阪府後期高齢者医療審査会 (代表電話) 06-6941-0351

●保険料の徴収に関するお問合せ先(保険料の徴収は豊中市が行います。)

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎2階 保険相談課 電話 06-6858-2301

〒561-0833 豊中市庄内幸町4丁目29番1号(ショコラ3階) 保険相談課 庄内出張所

〒560-0082 豊中市新千里東町1丁目2番2号(コラボ2階) 保険相談課 新千里出張所

●保険料の徴収に対する不服の申立て及び取消訴訟

この保険料の徴収について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、豊中市を被告として、大阪地方裁判所に対してこの処分に対する取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないなど正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決がなくとも、同様にこの処分に対する取消しの訴えを提起することができます。ただし原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

申立先 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

大阪府健康医療部国民健康保険課内 大阪府後期高齢者医療審査会 (代表電話) 06-6941-0351

別紙①

保険料は医療分保険料、子ども・子育て支援納付金分保険料（令和8年度より新設）について、それぞれ被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。保険料を決める基準（保険料率）については、各都道府県の広域連合がそれぞれ2年ごとに条例により設定し、大阪府内では、お住いの市町村を問わず均一となります。過去の年度の保険料率については、大阪府後期高齢者医療広域連合 HP をご覧ください。

保険料（※1） （年額）	＝	医療分（賦課限度額85万円）		＋	子ども分（賦課限度額2.1万円）（※3）	
		【均等割額】 被保険者一人当たり 64,931円			被保険者一人当たり 1,373円	
		【所得割額】 賦課のもととなる所得金額（※2） ×所得割率 11.51%			賦課のもととなる所得金額（※2） ×所得割率 0.24%	

（※1）年度の途中で資格の発生・消滅があるときは月割にて算出します。

（※2）賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。また、基礎控除額については、令和3年1月1日施行の税制改正に伴い、段階ごとに控除額が異なります。）

（※3）子ども分の保険料率については、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。

※表の四角は現行どおり角が丸い形をお願いします。

別紙②

*7割軽減に該当される方は令和8・9年度のみ特例措置により、医療分についての軽減割合が7.2割軽減となります。子ども分については、特例措置がないため7割軽減となります。